

○草加市地域経営委員会条例

平成26年12月15日

条例第32号

(設置)

第1条 少子高齢化の進展、人口減少社会の到来等の社会環境の変化に対応した持続可能な質の高い市民サービスを提供するとともに、まちの魅力や付加価値を高め地域の豊かさを創出する地域経営の取組を推進するため、草加市地域経営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の求めに応じ、地域経営に関し必要な事項を調査審議し、意見を述べること。
- (2) その他地域経営の取組に関し必要な意見を述べ、又は助言を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 経営者
- (2) 知識経験者
- (3) 市民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(草加市行財政改革推進委員会条例の廃止)

2 草加市行財政改革推進委員会条例（平成7年条例第1号）は、廃止する。